

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成30年6月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	岩崎 董	丸亀市綾歌町岡田上914番地1	平成29年2月28日
〃	宮前 利孝	〃 〃 栗熊東852番地	〃
監 事	久保谷 重則	〃 〃 富熊1449番地	平成27年1月20日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	安川 俊夫	丸亀市綾歌町岡田上559番地3	平成29年3月19日
〃	新居 文義	〃 〃 栗熊東1591番地	〃
監 事	丸尾 順治	〃 〃 富熊1465番地	平成27年3月12日